

兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会開催要綱第4条第2項に基づき、兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会（以下「懇話会」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人）

第2条 傍聴人とは、懇話会の許可を得て、懇話会を傍聴する者をいう。

（懇話会の開催の公表）

第3条 懇話会の開催は、事前にホームページ等により公表するものとする。公表後に変更が生じた場合も同様とする。

2 公表する内容は、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

（懇話会非公開の決定）

第4条 兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会開催要綱第4条第1項ただし書きによる懇話会の非公開については、懇話会において決するものとする。

（傍聴人の定員等）

第5条 傍聴人の定員は座長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

（傍聴の申出等）

第6条 傍聴を希望する者は、懇話会の開催予定時刻の15分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の申し出者が第5条により定めた定員を超える場合には、抽選により決定をする。

3 傍聴人は事務局職員の指示に従い、受付で懇話会資料を受け取った後、会場に入室すること。

（傍聴証の携帯）

第7条 懇話会を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを携帯しなければならない。

（傍聴証の通用期限）

第8条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

（傍聴人が守るべき事項）

第9条 傍聴人は、懇話会を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 懇話会開催中は、静粛に傍聴することとし、懇話会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話、無線機等を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、懇話会の支障となる行為をしないこと。

(懇話会の秩序の維持)

第10条 傍聴人は、懇話会を傍聴するにあたり、座長又は事務局職員の指示に従わなければならない。
2 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、座長は、退室を命じることができる。

(傍聴人の退室)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退室しなければならない。

- (1) 懇話会が非公開と決せられたとき。
- (2) 前条第2項の規定により退室を命じられたとき。

2 前条第2項の規定により退室を命じられた者は、当日再び傍聴することはできない。

(報道関係者の取扱い)

第12条 報道関係者は、第5条から第7条までの規定にかかわらず、公開の懇話会を傍聴することができる。

2 第9条から前条までの規定は、報道関係者が公開の懇話会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により準用する第9条第4号の規定にかかわらず、報道関係者は、あらかじめ写真撮影等許可願（様式第3号）により懇話会に申し出、その許可を得た場合は、写真撮影、録画、録音等を行うことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

(様式第2号)

NO.

傍 聴 証

(兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の
統合再編検討懇話会)

令和 年 月 日

(様式第3号)

写真撮影等許可願

撮影等年月日	令和 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
フラッシュ 使用の有無	
備 考	
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会 座長 様</p> <p>申込者</p>	